

令和7年度  
埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金  
貸付事業（住宅支援資金）の手引き

令和7年5月

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

※申請書等の指定様式は、埼玉県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

埼玉県社会福祉協議会

🔍 検索

# 目 次

	ページ
1 事業の概要 . . . . .	1
2 事前相談から貸付決定・送金までの流れ . . . . .	2
3 貸付後の流れ（変更届、返還の免除） . . . . .	3
4 手続き未済者への通知 . . . . .	4
5 返還 . . . . .	4
6 提出書類・届出義務 . . . . .	6
7 様式一覧 . . . . .	9
8 問い合わせ先 . . . . .	9

## はじめに（申請前に必ずご確認ください）

- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）は貸付です。  
返還免除の要件を満たした場合のみ返済が不要となります。  
※返還免除の要件は、本手引き3ページをご確認ください。
- 返還免除までの期間、在学状況や就業状況を確認するため書類の提出が必要です。期限までに書類の提出がない場合、貸付金の返還が生じます。
- 貸付に関することで県社協からご連絡させていただくことがあります。  
下記の番号から電話をかけますので必ずご対応ください。  
TEL：048-824-3370

# 1 事業の概要

## (1) 事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭に対し、住宅支援資金を貸付け、ひとり親世帯の親の自立の促進を図ることを目的とします。

## (2) 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下、「県社協」という）。

## (3) 貸付対象者

次の①～④をすべて満たす方

- ①埼玉県内に住所を有しているひとり親家庭（さいたま市を除く。）
- ②児童扶養手当を受給している者または、所得が児童扶養手当支給水準の世帯
- ③母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という）の策定を受けて自立に向けて意欲的に取り組んでいること
- ④申請時に就業していない方の場合には貸付を受けた日から1年以内に就職し、1年間引き続き、就職を継続する意思があること。  
申請時に就業している方の場合には1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き、就職を継続する意思があること。

## (4) 貸付金額と用途

貸付額	用途
月70,000円以内	12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（管理費、共益費を含みます。なお、保険料、駐車料等の費用は含みません。）

※住居確保給付金など、他の支援制度と併用している場合は、家賃額と他制度により支援を受ける金額の差額が貸付額の上限となります。

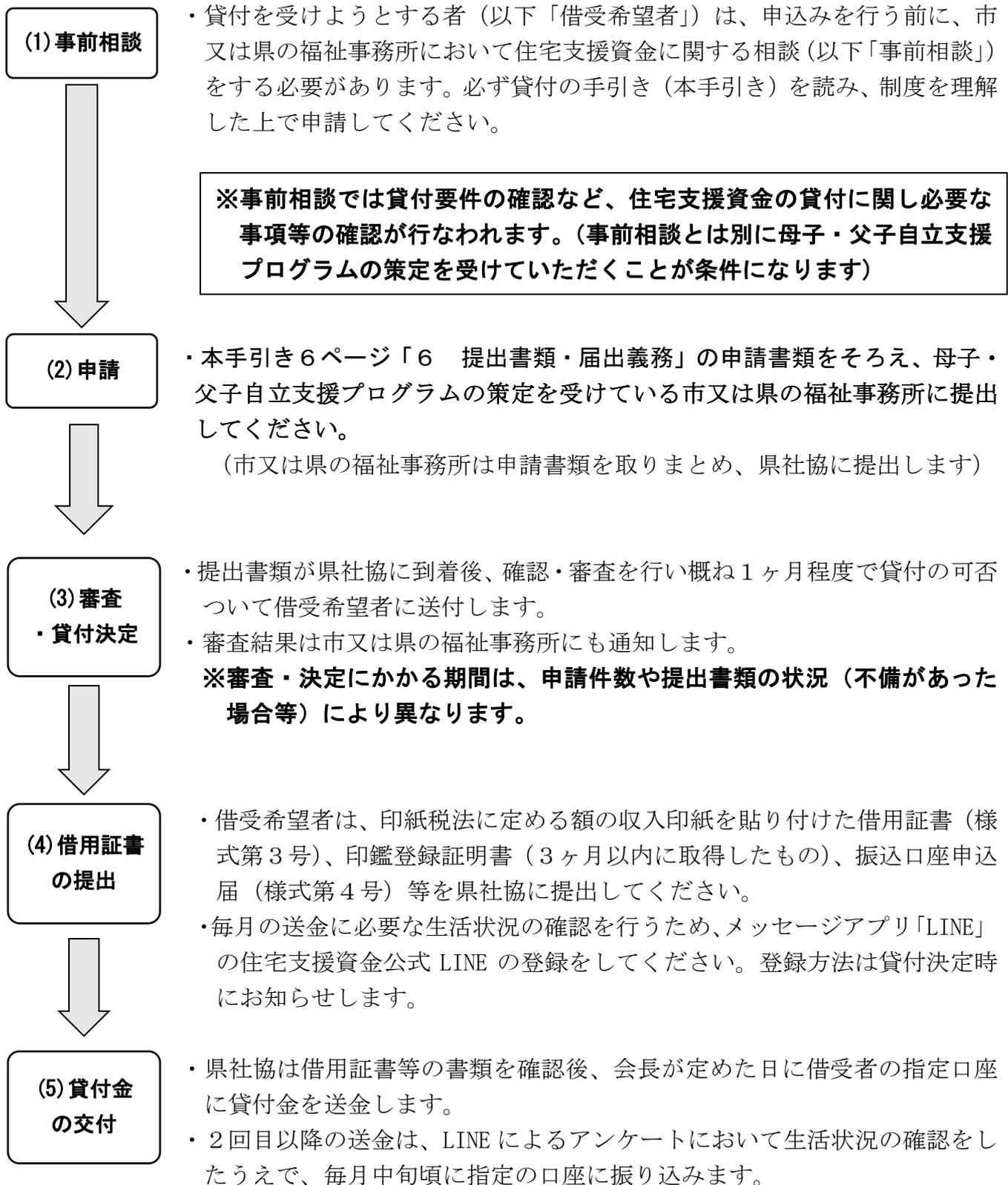
## (5) 利子

無利子とする

## (6) 対象外となる場合

- ・母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていない場合  
※お住まいの市町村において、自立支援プログラムの策定を行っていない場合は申請できません
- ・県内在住でない場合
- ・さいたま市在住の場合

## 2 事前相談から貸付決定・送金までの流れ



### 3 貸付後の流れ（変更届、返還の免除）

返還の免除が決定するまでは、在学状況、就業状況等を確認するため、書類の提出が必要です。必ず、必要書類を提出してください。書類の提出がない場合、貸付けた資金の返還が生じます。

#### (1) 送金中の手続き

- ・本手引き 6 ページ「6 提出書類・届出義務」を参考に、県社協に書類を提出してください。
- ・住所や家賃額など申請時に提出した内容に変更があった場合
- ・就職、退職、休職、復職など、就業状況に変化があった場合

#### (2) 返還の猶予申請 (返還する日を延ばす手続き)

##### 【返還の猶予】

- ・貸付期間が終了したら、返還猶予の手続きが必要です。本手引き 7 ページ「(5) 送金が終了したとき」を参考に、県社協に書類を提出してください。
- ・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなくなった場合は、返還の猶予などができる場合がありますので、県社協までご連絡ください（審査の結果、返還の猶予等が受けられない場合もあります）。
- ・県社協は申請内容を審査し、猶予の承認又は不承認の決定を行い、その旨を通知します。

#### (3) 返還の免除申請

##### 【返還免除要件】

- ・次のいずれかに該当する場合は、返還の免除を申請することができます。
  - ① 申請時に就業していなかった者が住宅支援資金の貸付を受けた日から **1 年以内に就職をし、就職から 1 年間引き続き就業**（転職をして、就業先が複数ある場合は、それぞれの就業先を通算して 1 年間）を継続したとき。
  - ② 申請時に就業していた者が住宅支援資金の貸付を受けた日から **1 年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等（※）をし、転職等から 1 年間引き続き就業**（転職をして、就業先が複数ある場合は、それぞれの就業先を通算して 1 年間）を継続したとき。
- ※ 資格取得により給与による所得が高くなった場合や、非正規雇用から正規雇用になることで給与による所得が高くなった場合等を含む（判断が難しい場合は、自立支援プログラムを策定した福祉事務所に書面で確認する場合があります）。
- ・返還免除を申請する場合、返還免除申請書（様式第 9 号）、業務従事届（様式第 6 号）等の提出が必要です。

#### (4) 返還の免除決定

- ・県社協は申請内容を審査し、返還免除の可否を通知します。免除が決定した場合、お預かりしている借用書等をお返しします。
- ※審査の結果、免除要件を満たさない場合は、返還免除になりません。

## 4 手続き未済者への通知

各届出・申請は提出期限があります。必ず提出期限内に届出・申請を行ってください。書類を提出しない場合、借受者に対して、通知や最終確認書を送付します。最終的に書類の提出がない場合は、貸付金の返還を求めますのでご注意ください。

## 5 返還

### (1) 貸付契約の解除

貸付決定後、次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- ① 借受者が死亡したとき
- ② 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
- ③ 借受者が貸付契約期間中に契約の解除を申し出たとき
- ④ 住宅支援資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき（就職や転職等する前に転居・結婚などで貸付対象の要件を満たさなくなったときなど）

### (2) 返還の内容

借受者は次のいずれかに該当した場合、貸付金を返還してください（災害・疾病・負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く）。

- ① 貸付契約の解除に該当したとき
- ② 返還の免除等の条件を満たしていないとき
- ③ 業務外の事由により死亡、又は、心身の故障により業務に従事できなくなったとき

### (3) 返還期間・方法

返還の事由が生じた日の属する月の翌月から、24か月の期間内に、原則として月賦の均等払い、または、一括払いなどにより、指定された金融機関口座へ返還してください。また、全額の一括返還を希望するときは、直ちに返還することができます。

### (4) 返還の流れ

- ① 返還の事由が発生
- ↓
- ② 県社協に速やかに連絡
- ↓
- ③ 県社協に「契約解除届」「返還計画申請書」「業務従事届」等を提出
- ↓
- ④ 申請書をもとに返還計画の妥当性など審査
- ↓
- ⑤ 納入通知書を送付
- ↓
- ⑥ 返還計画に沿って、指定口座に返還
- ↓
- ⑦ 返還完了後、借受者及び法定代理人に「返還完了通知書」の送付と借用証書・印鑑登録証明書を返却

## (5) 延滞利子

借受者が正当な理由なく住宅支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還期限日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

### 「正当な理由」とは

- ① 生活保護法第6条第1項に規定する被保険者であるとき
- ② 貸付対象者及びその者と生計を一にする者で世帯の生計を維持するために主たる収入を得る者（以下「世帯主」という。）が地方税法の規定による市町村民税の非課税世帯であるとき
- ③ 貸付対象者及び世帯主が、災害、疾病、失業、廃業等により資金困難に陥り、返還金を支払うのが困難であると認められるとき
- ④ 納付期限までに返還金を支払うことができなかった原因が、貸付対象者自身の責めに帰しないと認められるとき
- ⑤ その他、都道府県知事等が正当な理由として認めるとき

## 6 提出書類・届出義務

借受者は、返還を免除されるか、または返還を完了するまで、各種書類の届出等を行う必要があります。届出を怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなりますので、事実の発生後、速やかに必ず届出を行うようにしてください。

### 《貸付申請をするとき》

提出書類名
① 埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)申請書(様式第1号) ・忘れずに同意事項の署名をしてください。
② 誓約書(様式第2号)
③ 母子・父子自立支援プログラムの写し ・福祉事務所からもらった写しを添付してください。
④ 申請者の住民票 ・世帯全員の記載があるもの ・「世帯主名」、「本籍」、「続柄」が記載されているもの ・発行から3ヶ月以内のもの ・マイナンバーのないもの
⑤ 家賃額(月額)・契約者・家賃支払者がわかるもの ・賃貸借契約書の写し <u>※最新のもの(契約を更新していることがわかるもの)</u>
⑥ 住居確保給付金決定通知書の写し ※住居確保給付金の対象となっていない場合は提出不要
⑦ その他、審査上必要となる書類 ・審査の過程で、追加の書類を依頼することがあります。

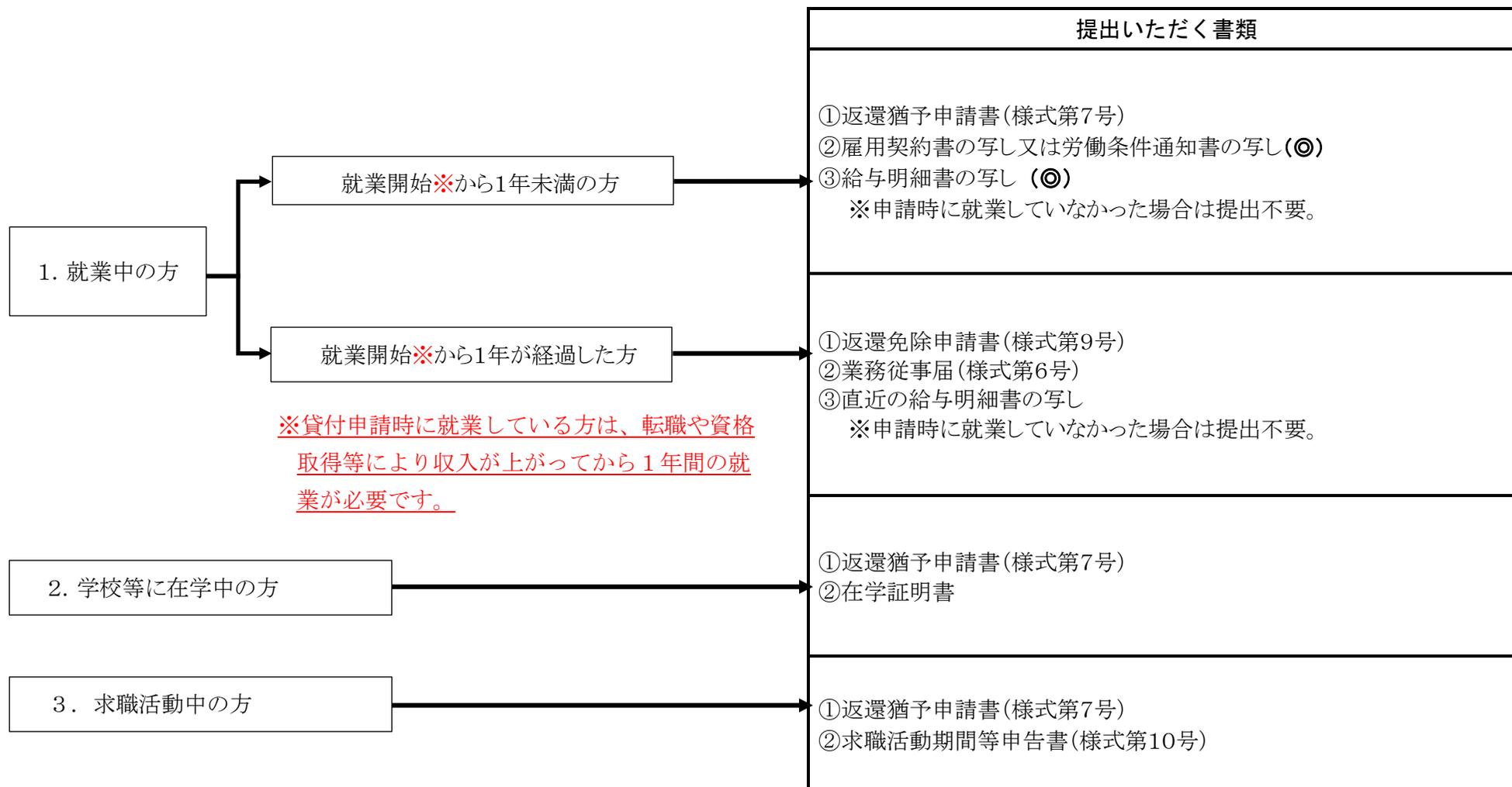
### 《届出が必要な時》

項目	提出書類名
(1) 住所・氏名等を変更したとき、家賃額が変わったとき	① 異動届兼貸付額変更申請書(様式第8号) ※住所変更の場合:「住民票」を添付 (発行後3ヶ月以内、世帯全員分・世帯主名・本籍・続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの) ※氏名変更の場合:「戸籍抄本」を添付 ※家賃額変更の場合:賃貸借契約書等の写しを添付
(2) 就職していなかった者が、新たに就職したとき	① 雇用契約書の写し(労働条件通知書の写しでも可) ※審査の過程で、追加の書類を依頼することがあります。

<p>(3) 就職していた者が、高い所得が見込まれる転職等をしたとき</p>	<p>① 雇用契約書の写し（労働条件通知書の写しでも可）  ② 直近の給与明細書等の写し  ※審査の過程で、追加の書類を依頼することがあります。</p>
<p>(4) (2)又は(3)の勤務先から転職したとき</p>	<p>① 異動届兼貸付額変更申請書（様式第8号）  ② 旧勤務先の業務従事届（様式第6号）  ※就職先に記入してもらうもの  ③ 新勤務先の雇用契約書の写し（労働条件通知書の写しでも可）  ④ 新勤務先の直近の給与明細書等の写し  ※申請時に就業していなかった場合は提出不要  ⑤ 求職活動期間等申告書（様式第10号）  ※求職活動期間がある場合</p>
<p>(5) 送金が終了したとき  《返還猶予または返還免除申請》</p>	<p>次のページの「返還猶予・免除にかかる提出書類一覧」を確認し、該当書類を提出ください。  ※審査の過程で、追加の書類を依頼することがあります。</p>
<p>(6) 貸付契約の解除に該当したとき  《返還申請》</p>	<p>①契約解除届（様式第5号）  ②返還計画申請書（様式第11号）  ※その他、返還事由に応じて提出書類が異なりますので、問い合わせください。</p>

## 返還猶予・免除にかかる提出書類一覧

◎印の書類は、過去に提出済みの場合、再度の提出は不要です。



## 7 様式一覧

下記様式は、埼玉県社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

[https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem\\_31.html](https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_31.html)

二次元コードからも  
アクセス可能です



様式名称	様式番号
埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (住宅支援資金)申請書	様式第1号
誓約書	様式第2号
借用証書	様式第3号
振込口座申込届	様式第4号
契約解除届	様式第5号
業務従事届	様式第6号
返還猶予申請書	様式第7号
異動届兼貸付額変更申請書	様式第8号
返還免除申請書	様式第9号
求職活動期間等申告書	様式第10号
返還計画申請書	様式第11号
辞退願	様式第12号

## 8 問い合わせ先

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター  
〒330-8529

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内  
(電話) 048-824-3370

埼玉県福祉部 子ども政策課 手当・ひとり親支援担当  
(電話) 048-830-3204